

# 和牛の生産費調査について

渡 辺 明 喜

農産物の生産費を求めることは、なかなか難しいことである。特に我が国の農業のように非常に零細な経営規模の中で、米や麦を作り、い草や、果樹を栽培し、また牛や鶏を飼うといったように、たくさんの部門を色々とりまぜて、しかも自家労力を主体に経営している形態においては、その中の一部の生産物についてのみ、はっきりした生産費を調べることが全く至難のことである。

ましてつい最近まで主穀農業の附随的意味で取り扱われてきた畜産にとってはなおさらのことである。ただ酪農部門においては、給与したえさが、その翌日には牛乳となって分泌されるという、投資と生産が短時間に計算できるという点で、従来から比較的詳しい生産費が調査され経営の合理化なり発展に大きな力となっているようである。

ところで和牛は農用牛といわれるとおり、米作りのため年間僅か 40 日前後の耕耘に使役され、年とって廃用の際と殺されて食肉となるという形で、他の用畜に較べて、その飼育は非常に消極的であったといえる。

ところが最近の食肉需要の急激な増加に伴って肉用としての和牛需要も非常な勢いで伸びてきたため、そのと殺年令も次第と若令化し、このため和牛の飼養頭数は年々減少している状況である。

勿論食用という面では、生産テンポの早い豚とかブロイラーが将来非常に大きなウェイトと占めることは疑いないとしても、日本人の和牛肉に対する嗜好という点、亦比類のない美味という面から経済の成長、貿易の自由化等に伴って、和牛肉の需要もテンポは遅くとも着実に増加することは真違いないものと思われる。

このように和牛が肉畜という面に大きく転換してきた今日、その需要に対応するために積極的にしかも計画的な増産対策を講じなければならない段階にきている。そこで問題は肉牛資源としての仔牛の増産である。従来の消極的な飼育形態から積極的な増産をはかるためにはかけ声ばかりではだめで、何と

してもその生産形態での経済性が大きく関連してくる。

生産形態において、はたして多頭飼育とか飼料自給率の向上等経営改善のみで経済効果が充分あがるのか、またはどんな部門とかみ合わすことによって最も効果的に生産をのばすことができるのか、その経営の実態を数字的に分析把握することが必要である。このような意味から県では、いわゆる北部生産地帯の生産農家を対象に、本年第 1 回和牛生産費調査を実施することとしたわけである。

実施方法について種々問題点はあるが、本年は一応次の実施要領、調査方法に基づいて繁殖雌牛 1 頭 1 年間の飼育経費を求めるということを主眼に行なうこととしている。

何としても本年は最初の試みであり、調査の組織なり経費の点等もあって、この種調査と密接な関連性のある畜産技術、経営診断事業を実施している岡山県畜産会に、本年のところ調査を全面的に委託しているが、何れにしても今回のみで完全なことは難しいと思われるので引続き回を重ねて確りした資料を求めたいものである。

(注) 実施要領、調査方法中、調査の基礎となる諸表については、紙面の都合で省略することとした、調査方法については御批判を願いたい。

## 岡山県和牛生産費

### 調査実施要領

#### 1、目 的

農家における和牛仔牛の生産費の実態を調査究明し、もって和牛の生産という経営形態の改善合理化に資する。

#### 2、調査地域

和牛生産地の立地条件の相異等を勘案し次の 7 地域とする。

川上郡、阿哲郡、新見市、真庭郡、苫田郡、津山市、久米郡

## 岡山畜産便り 1960.11・12

### 3、調査対象農家

調査地域内において昭和35年度岡山県畜産会の実施している畜産技術、経営診断事業実施地区（1地区対象農家10戸）の和牛生産対象農家であって、次のとおり昭和35年度中に仔牛を生産した（する）雌牛を飼育する農家50戸を対象とする。

### 4、調査方法

生産費算出に必要な費目について調査するが、この具体的方法については別紙「和牛生産費調査法」に基づいて行なうものとする。

## 和牛生産費調査法

### I 調査機関

昭和35年1月1日から12月31日までの満1年とする。

### II 調査対象牛

昭和35年中に仔牛を生産した成雌牛を調査の対象とする。

### III 調査項目

#### 1、飼育労働費

この労働費は、和牛の飼育管理に要した直接の労働費とする。飼料作物の栽培労働費は、飼料費に、建物（畜舎、サイロ、繋牧）農具の修繕等の労働費は、それぞれの費目に計上とすること。

注 飼育労働の種類は、飼育労働費月別記入表に示した費目によること。したがって、日記帳、備考欄への記入も同様とする。

#### (1) 雇入労働費

実際に支払った賃金に賄（食費）および現物を支給した場合、その見積額（時価見積）を加えた総額。

#### (2) 家族労働費

支払った雇入労働賃に準じて計算する。（ただし、食費は見積加算しない。）

ア、労働時間は1時間を単位とし、集計する場合（月計）は30分は0.5、1時間15分は1.25分とする。その時間は作業の準備が始まる時分から終って家に帰る時間までとする。例えば、草刈労働の場合、家で草刈の準備をするときから、山へ行って草を刈って帰ったときまでとする。

#### イ、労働能力

農林事務所別	郡市	町村	畜産会の行政的な畜産技術診断対象農家戸数	調査対象農家				備考
				戸数	雌牛1頭飼い	2頭飼い	3頭飼い	
高梁	川上郡	備中町	10戸	5戸	2	2	1	
		新見市	10	5	1	1	3	
		草間	10	5	5	—	—	
勝山	阿哲郡	哲西町	10	5	3	2	—	
		大佐町	10	5	1	2	2	
		真庭郡	10	5	1	2	2	
津山	津山市	志戸部	10	5	5	—	—	
		加茂町	10	5	4	1	—	
		久米郡	10	5	5	—	—	
計	7	10	100	50	28	12	10	

その地方で、男女1人前の臨時雇賃金をつけるだけの働きのあるものを（1.0）とし、それだけの働きのないものを推定して（0.8）とか（0.6）とか評価して計算する。

### ウ、評価賃金

家族労働の評価に用いる賃金はその地方の農業臨時雇賃金（その地方でその時期にきめられた、農業臨時雇の現物、賄を加算した男女別賃金）より計算した賃金とする。

### 2、飼料費

#### (1) 購入飼料費

購入した飼料、敷料で実際に給与した分を計上する。（購入したときの平均単価によって計算すること。）

飼料購入に要した運賃は、実際支払った価格とし、自家でとりに行った場合は見積賃金を加算する。例えば、他からいもづるをもらった場合は購入飼料として運搬に要した費用にいもづるの価格（別表、畜産会の基準により算出する）を加えたものを計上する。

注 飼料の種類は飼料費月別記入表に示した種類に基づいて記入することとし、日記帳の摘要欄もこれによることとする。

#### (2) 自給飼料費

購入飼料と同様、実際に給与した分を計上する。自給飼料の評価は岡山県畜産会の基準による。

### 3、直接諸材料費

飼料以外の消耗材料（湯沸し燃料、殺虫殺菌剤、電球、医薬品）等について、実際に使用した分を計上する。ただし、分娩に要する医薬品、医療費は賃料々金とする。

### 4、建物費（サイロ、繋牧等の設備を含む）

(1) 建物費の償却は、施設の種類別に次の算式により計算する。

**岡山畜産便り 1960.11.12**

現在の見積価格－廃棄価格

今から何年使えるかの耐用年数

(2) 大修繕費は、前式の耐用年数、現在の見積価格に大修繕費を加算して償却費計算をやり直す。

(3) 小修繕費は、実際支出した費用を当該年度に一括して記帳する。

**5、大農具費**

大農具費は償却費を計上する。(上記建物費の算式に準じて行なう。)

**6、小農具費**

小農具費は支払った総額を計上する。

注 飼料を栽培するに使用した農具についても上記に準じて計算計上するが、飼料作の分担部分は次式による。

$$\frac{\text{飼料作面積}}{\text{耕地面積}} \times \text{大農具償却費}$$

**7、賃料料金**

畜舎、農具の賃借料、電気料、種付料、削蹄料、共済掛金、分娩料、その他の獣医師支払の経費を計上する。

**8、和牛償却費**

償却費の計算は、次の算式によって1頭毎に計算する。

現在の評価額－廃用価格

今からの供用年数

評価額・・・血統、年令、体型、登録等を考慮して推定する。

廃用価格・・・その牛を供用年数の経過後、いくらで販売できるかを現在の価格で見積った額。

耐用年数・・・あと何年利用できるか推定する。

**9、副産物**

(1) 厩肥

敷藁、敷草とそれに伴う搬出入の労働を厩肥の負担すべき費用とする。

(2) 使役費(畜力費)

役牛賃借料を計上する。(時間をおのおの確実に記入すること。)

10、租税、公課、諸負担は国税(所得税)県税(不動産取得税)市町村税(国定資産税)公課負担(登録料など)とする。

所得税は産犢1頭当りの課税を対象とする。固対する課税を対象とする。不動産取得税は新しく畜舎などを建てた場合の対象となるものでこれはその耐用年数で除したものを計上する。公課負担について登録料を当該牛の繁殖可能年数で除したものを計上する。

**和牛生産費の構成**

郡市 町村

農家番号 家畜番号

	費目	購入	自給	償却	計
1	飼育労働費			/	
2	飼料費			/	
	(同上飼料作労働費)	/	/	/	
3	直接諸材料費			/	
4	建物費			/	
5	大農具費	/	/		
6	小農具費			/	
7	賃料料金			/	
8	和牛償却	/	/		
	費用合計				
9	副産物価格			/	
	第一次生産費				
10	租税公課負担			/	